

令和8年度鹿嶋市地域包括支援センター支援システム賃貸借 仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、鹿嶋市（以下「本市」という。）が実施する令和8年度鹿嶋市地域包括支援センター支援システム賃貸借に適用するものとし、発注者の基本的な考え方や作業方法等を定めるものである。

2 目的

本市において、現在稼動している地域包括支援センター支援システム（以下「システム」という。）の賃貸借及び保守契約が、更新時期を迎えるため、より能率的なパッケージシステムを採用することで、持続可能な事業運営に向けた新たな業務・運用サイクルの確立を目指す。

3 業務実施に関する事項

(1) 基本的事項

- ① セキュリティ対策に配慮するなど、利用者の個人情報の取り扱いに十分注意すること。
- ② 制度改正等により内容の変更が発生した場合には、保守の範囲内にて対応すること。大規模改正の場合は別途協議する。
- ③ 受託者は、システムの機能が十分に発揮できるよう本仕様書その他の関係書類に基づき、誠実に業務を履行しなければならない。
- ④ 受託者は、業務の実施にあたり、条例、規則及び関連する各種法令等を遵守しなければならない。
- ⑤ 受託者は、業務記録など業務の履行又は確認に必要な書類を整備し、本市が提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。
- ⑥ 受託者は、本仕様書に明記されていない事項であっても、業務を実施する上で当然必要な業務等は、良識のある判断に基づいて行わなければならない。

(2) 契約方法

受託者と企画提案書等を基に事前協議を行い、随意契約による長期継続契約（初期導入費用については単年度契約）を締結する。

(3) 計画準備

- ① 受託者は、全体作業の工程、各部署間との連携・連絡、その他諸状況を勘案のうえ作業計画を立案すること。
- ② 受託者は、作業工程に変更が生じた場合、速やかに変更工程表を提出し、本市と協議のうえ指示に従わなければならない。

③ 業務を適切かつ円滑に実施するため、受託者は本市と常に緊密な連絡を取り業務の方針及び条件等の疑義を正し、相互に確認しなければならない。

④ 業務の着手時及び区切りにおいて、受託者は本市と調整会議、業務の進捗状況の報告会議及び打合せを行うものとし、相互に確認しなければならない。

(4) 業務従事者等

受託者は、適正な体制のもと業務を遂行するため、次の業務従事者を定めて本市に届け出るものとする。

① 業務責任者(プロジェクトリーダー)

業務責任者は、業務に精通し、かつシステム構築、導入等の作業に習熟し、業務の総括・計画を管理し、業務従事者の指揮、監督等を行うもので、本仕様書に基づき業務に関する技術上の一切の事項を処理する。

② 業務従事者

業務従事者は、システム構築・導入等の作業に習熟し、業務の円滑、迅速な進行を図るものとし業務に関する作業を適切かつ正確に行うことができるものとする。

(5) 一括再委託等の禁止

業務の一部または一括して再委託をすることを原則として禁止するが、再委託事項を明記した書類(任意様式)を作成し、参加申込書と併せて提出を行い本市が認めたものに関してはこの限りではない。

(6) 瑕疵担保

成果品の引き渡し後1年以内にシステム障害等の不具合が生じた場合は、直ちに本市の求めに応じること。

また、瑕疵担保期間終了後でも、受託者の重大な過失が発見された場合は、担保の対象とする。

(7) 個人情報の保護

① 受託者は、鹿嶋市個人情報保護法施行条例、その他個人情報の保護に関する諸法令を遵守すること。また、本業務に従事する者に対して上記諸法令にかかる研修を実施し、正しい知識を持って本業務を遂行すること。

② 受託者は、業務上知り得た事項を一切漏らしてはならない。また、本業務の履行期間満了後も同様とする。

(8) 本仕様書に疑義が生じた場合や本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、本市と受託者が協議のうえ定めるものとする。

4 対象業務

(1) 業務の範囲

① 本市及び地域包括支援センターが実施する地域支援事業(包括的支援事業含む)に関連する情報等の統括・管理、及び予防給付ケアマネジメント業務に係る連携・

情報管理システム（地域包括支援センター管理システム）構築業務。

- ② 地域包括支援センター管理システムに係るネットワーク更改業務
- ③ 地域包括支援センター管理システム導入作業
- ④ 現行地域包括支援センター管理システムからのデータ移行業務
- ⑤ 操作研修
- ⑥ 機器調達及び撤去が必要となった現行機器の撤去業務
- ⑦ ハード及びソフト保守業務

（2）機能要件

本システムの機能要件については、別紙「システム機能確認書兼要求仕様回答書」に記載する項目の内「E」と回答したもの以外の全てを満たすものとする。

5 対象データの目安

高齢者人口：21,083人（令和8年2月28日現在）

介護予防・日常生活総合事業対象者：521人（令和8年1月31日現在）

予防給付対象者：536人（令和8年2月28日現在）

6 システムの稼働時期

システムの本稼働は令和8年9月1日からとする。

7 システム全般

- （1）本システムの運用環境は、オンプレミス環境又はクラウド環境のいずれでも可とする。ただし、いずれの方式においても、市の情報セキュリティポリシーに準拠し、十分な安全性と信頼性を確保すること。
- （2）ハードウェア機器の搬入設置については、サーバーセットアップ、クライアントセットアップ、LAN 及びWAN構築に必要な機器及び配線等、提案システムが稼働するまでに必要となる作業を行うこと。
- （3）既存データ移行方法
 - ① 既存システムの全てのデータを、調査・分析のうえ責任を持って移行すること。
 - ② 既存データにおける質疑事項については、受託者が調査・分析結果を踏まえ「質疑表」を作成し、回答期限を明記のうえ本市へ提出すること。
 - ③ 質疑表は、本市より既存システム業者へ回答依頼を行うものとする。
 - ④ データの提供方法は、市より受託者へCSV形式等によりデータ提供することを前提とする。
- （4）本稼働までに必要な研修を実施し、業務に支障が出ないよう必要に応じて運用支援体制を確立のうえ、安定稼働に向け万全の体制を構築すること。また、本稼働後における運用期間においても同様とする。

- (5) 操作及びシステムに関する問い合わせ等に対して、運用・管理サポート全般について迅速に対応すること。
- (6) 障害発生時は、適切な初動と暫定策及び恒久策について判断を行い業務に支障がないよう迅速な復旧対応を行うこと。
- (7) 年間の保守実施計画を立て、定期保守等必要な対応を実施すること。

8 機器関連

(1) 機器スペック

本市の規模及び稼働年数5～7年程度(再リースを考慮)を勘案し、受託者が推奨する機器を選定すること。

(2) 機器・ライセンス数量

以下に示す調達数量を見積もること。(オンプレミスを想定した記載)

	品名	調達数量	備考
1	サーバー	1	
2	無停電電源装置	1	
3	外付け HDD	1	
4	ブロードバンドルーター	5	
5	サーバー用液晶ディスプレイ	1	
6	パソコン	25	(デスクトップの場合は液晶ディスプレイも含む)
7	レーザープリンタ	5	

(3) オンプレミス提案の場合

サーバーは、適用業務及び今後のシステム拡張に対応した性能及び機能を有し、毎日確実にバックアップがとれる手段を講じることができること。ディスクにおいては、信頼性の高いディスクアレイ装置を採用するものとし、電源を入れたまま、装着することを可能なものとする。また雷等の影響による停電、瞬断対策として無停電電源装置を備えていること。サーバーのオペレーティングシステム及びシステムのアプリケーションを含むソフトウェアの使用について、ライセンス費用が生じる場合は、その費用も考慮すること。

(4) クラウド提案の場合

オンプレミス提案の場合の条件に準じた適切な見積構成を提示すること。

適切なセキュリティ対策と可用性を備えた安全な環境であることを前提とする。

(5) 機器配置

オンプレミスを想定した記載

機器	配置場所	数量
----	------	----

サーバー関連	市サーバー室	1 式
クライアント端末機	介護長寿課	2 台
	だいどう地域包括支援センター	6 台
	なかの地域包括支援センター	5 台
	かしま西地域包括支援センター	6 台
	かしま東地域包括支援センター	6 台
プリンタ	介護長寿課及び各地域包括支援センター	各 1 台

(6) 現行機器の撤去

現行システムの稼働環境で利用している機器については、リース会社へ返却する必要があることから、本業務受託者は新規導入機器入れ替えの際、既存機器を撤去し、本市が指定する場所へ移送を行うこと。

9 ソフトウェア仕様

提案するシステム構成に必要なとなるソフトウェアについて、受託者が推奨するものを選定すること。また、ウィルス対策、電源管理、バックアップスケジュール管理等に必要なとなるソフトウェアについても見積構成に含めること。

1 0 ネットワーク構成仕様

ネットワーク構成図について、ドキュメント化のうえ市へ提出すること。

1 1 機能要件

(1) 他システムとのデータ連携に関する機能

① 当市で管理する、住基情報及び要介護認定情報を取り込む機能を有すること。

② 連携タイミング

データは、職員による手動取り込みとする。

③ 文字コード

当市より提供する文字コードは Unicode にて提供する。

④ その他

本市では基幹システムの標準化対応が完了しているため、データの連携は各機能別連携仕様に基づく連携 ID で行うこと。

(2) システム機能要件

機能要件については、「別紙 システム機能要件仕様書」のとおりとする。なお、システム機能要件仕様書に記載されている機能以外に提案すべき機能がある場合は、本件見積に含めて提案すること。

1 2 機能強化・法改正対応

- (1) 地域包括支援センター管理システムにおけるソフトウェアのバージョンアップ及び法改正への対応には、ソフトウェア（プログラム）の提供を行うこと。なおインストール・調整作業・職員への操作教育について情報提供等を行うこと。
- (2) バージョンアップ内容は、システム業者側の機能追加に片寄らず、全国のユーザーの意見・要望を的確に汲み上げた内容であること。

1.3 セキュリティ

本システムは重要な個人情報を扱うため、セキュリティについては鹿嶋市情報セキュリティポリシーを遵守することとし、個人情報保護並びに情報漏洩への対策を行うこと。また、導入時に担当者への教育、指導を行うこと。

- (1) システム操作時のセキュリティ対策
 - ① ID・パスワードの設定が可能なこと。
 - ② OS 起動時に、ID・パスワードによる利用者の確認ができること。
 - ③ システム起動時に、ID・パスワードによる利用者の確認ができること。
 - ④ ID ごとに利用できる機能を限定することができ、更に市、地域包括支援センターごとに扱うことのできる対象者を限定することができること。
 - ⑤ アクセスログ（ID・操作メニュー・操作内容）の記録及び出力ができること。
 - ⑥ 定期的なバックアップを実施し、障害発生時には速やかに復旧できるようにすること。

1.4 保守・サポート体制

システム本体、機器の保守について、見積構成に含めること。

導入業者は介護保険法や地域包括支援センターに関連する制度及びシステムに精通した現地保守担当者を必ず配置し、システムの円滑稼働に資する各種助言、情報提供を行うこと。

1.5 操作研修

- (1) システム稼働時は、本市職員及び鹿嶋市地域包括支援センターの職員に対し、稼働前後のシステム研修期間を設けること。また、職員異動等により再度操作研修の必要がある場合は保守の範囲内で実施すること。
- (2) 操作研修にあたり、提供するシステムに関する操作マニュアル等の作成を行い、当市に提供すること。
- (3) 保守契約終了時には、次期システムへの移行を円滑に行えるよう、CSVによる全てのデータ提供を、本市が指定する日から一週間以内に無償で行うこと。

1.6 現行システム

(1) システム

サーバー及びクライアントを利用し、地域包括支援センター各クライアントをネットワーク化したクライアント／サーバー型システムを採用。市に設置するサーバーには、地域包括支援センターの情報を集約している。

(2) ネットワーク

市と各地区地域包括支援センターをそれぞれ NTT 東日本が提供する閉域網により接続し、WAN を構築している。またクライアントより入力したデータは、サーバーへ即時処理を行うネットワーク集中管理型のシステムとしている。

1.7 その他

- (1) 本業務においては、本市が求めるシステムの正常・安定稼働に関わる構成要素のあるセットアップ作業の全てを含むものとする。
- (2) 修正パッチやサービスパックがリリースされているものについては、適用前に事前検証を実施のうえシステム稼働に影響を与えないよう対応すること。
- (3) 本仕様書に含まれる仕様について、不具合が発生した場合は、直ちに当該仕様を満たす対応を無償で行うこと。
- (4) システム使用期間の満了、全部もしくは一部の解除、その他業務の終了事由の如何に関らず、システムの使用が終了する場合には、本市がシステムを使用して行っている業務を継続して遂行できるよう、誠意をもって協力すること。